

後期高齢者医療制度 保険料の納付方法が変更できます

後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収(年金からの引き去り)で納付している人(今後特別徴収にな る人も含む)の納付方法が、制度の見直しにより、4月から「年金からの引き去り」と「口座振替」の選 択制になります。

◆これまでは、年金からの引き去りを口座振替に変更できる人は「国民健康保険の保険税を世 帯主として確実に納付していた被保険者本人が口座振替で納付する場合」や「世帯主または配 偶者が年金収入 180 万円未満の被保険者に代わって口座振替で納付する場合」に限られていま したが、このような制限がなくなります。

❖特別徴収(年金からの引き去り)で納付している人だけでなく、現在、普通徴収(納付書や 口座振替)で納付している人も、今後の年金からの引き去りを希望しない場合は、市民課保険 年金係の窓口で手続きが必要です。

※手続きがない場合、一定の要件を満たす人は、原則として4月から特別徴収になります。

※これまでに変更手続きをした人は、再度手続きをする必要はありません。

❖納付する保険料の総額は変わりません。

■変更手続きの方法

- 1. 金融機関で「境港市市税等口座振替・自動払込依頼書」に記入して、保険料の口座振替手 続きをしてください。(すでに口座振替にしている人は、2の手続きだけ必要になります。)
- 2. 金融機関で受け取った「境港市市税等口座振替・自動払込依頼書(依頼者控用)」を市民課 保険年金係の窓口に提出し、「特別徴収中止(納付方法変更)申請書」に記入をしてください。
- **2月5日まで**に手続きすると、4月分の年金からの引き去りが中止され、7月から口座振替での納 付になります。

2月5日を過ぎて手続きをした場合は、6月以降の年金からの引き去りを中止できます。中止時期およ び口座振替開始時期は、手続きをする時期により異なります。

※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

■納付方法の変更により世帯の所得税等の負担が下がる場合があります

後期高齢者医療保険料を納付すると、納付した本人または家族が、所得税等の社会保険料控除を申告す ることができます。

- ◇「年金からの引き去り」の場合は、納付した本人のみが申告できます。仮に家族が75歳以上の人を所得 税上の扶養の対象としていても、年金から引き去られた保険料を控除の対象とすることはできません。
- ◇「口座振替」に変更した場合は、口座振替で保険料を納付した人が、社会保険料控除を申告できるよう になります。

■問い合わせ先

市民課保険年金係 (2747 - 1036)